

## 政令番号134 酢酸ビニル

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成26年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬登録製剤	登録製剤以外殺虫剤	その他	
1	北海道							9.7E+2	974.7
2	青森県							2.4E+2	236.7
3	岩手県							3.5E+2	348.1
4	宮城県							7.8E+2	780.0
5	秋田県							1.7E+2	170.0
6	山形県							1.8E+2	179.0
7	福島県							5.1E+2	512.6
8	茨城県							5.6E+2	562.8
9	栃木県							3.3E+2	329.5
10	群馬県							3.3E+2	330.9
11	埼玉県							1.0E+3	1,025.1
12	千葉県							9.6E+2	961.2
13	東京都							2.4E+3	2,361.9
14	神奈川県							1.2E+3	1,195.5
15	新潟県							4.8E+2	479.5
16	富山県							2.3E+2	234.0
17	石川県							2.1E+2	207.9
18	福井県							1.6E+2	159.2
19	山梨県							1.6E+2	158.5
20	長野県							3.3E+2	333.8
21	岐阜県							3.4E+2	339.2
22	静岡県							6.1E+2	610.0
23	愛知県							1.3E+3	1,274.6
24	三重県							3.2E+2	316.3
25	滋賀県							2.1E+2	212.7
26	京都府							3.6E+2	356.9
27	大阪府							1.1E+3	1,107.2
28	兵庫県							7.6E+2	764.9
29	奈良県							1.7E+2	166.6
30	和歌山県							2.0E+2	202.5
31	鳥取県							8.8E+1	88.3
32	島根県							1.4E+2	138.1
33	岡山県							2.7E+2	267.3
34	広島県							3.8E+2	384.9
35	山口県							2.1E+2	209.0
36	徳島県							1.3E+2	129.7
37	香川県							1.6E+2	157.7
38	愛媛県							2.0E+2	202.3
39	高知県							1.2E+2	115.2
40	福岡県							7.7E+2	769.8
41	佐賀県							1.4E+2	142.1
42	長崎県							2.0E+2	195.1
43	熊本県							2.9E+2	292.8
44	大分県							1.9E+2	191.3
45	宮崎県							1.9E+2	193.6
46	鹿児島県							2.7E+2	273.2
47	沖縄県							2.7E+2	267.3
	全国							2.1E+4	20,909.5